

## 「地域未来構想20 オープンラボ」利用規約

令和2年7月8日  
内閣府地方創生推進室

### (名称)

第1条 本プラットフォームは、「地域未来構想20 オープンラボ」と称する。

### (目的)

第2条 「地域未来構想20 オープンラボ」は、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に向けて、地方公共団体が「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「交付金」という）を活用することが期待される20の政策分野（以下「地域未来構想20」という。）について、地方公共団体、各政策分野の専門家（民間企業等を含む）（以下「専門家」という）及び関係省庁がつながる場を提供することで、各地方公共団体における取組の検討、事業実施等を支援することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 「地域未来構想20 オープンラボ」は、前条の目的を達成するために、ホームページ及びカタログを通じて、各地方公共団体の関心のある政策分野、各専門家が有する技術、ノウハウ等及び地方公共団体が活用可能な関係省庁の施策に関する情報提供を行い、地方公共団体、専門家及び関係省庁のマッチング支援を行う。

### (事務局)

第4条 「地域未来構想20 オープンラボ」の事務局は、内閣府地方創生推進室（以下「推進室」という）とする。推進室は、利用者の募集を含め、必要な庶務・管理を行う。

### (利用方法)

第5条 「地域未来構想20 オープンラボ」は、地域未来構想20に関心のある地方公共団体及び地域未来構想20の実現に必要となる技術、ノウハウ等を有する専門家を対象とする。

2. 「地域未来構想20 オープンラボ」を利用しようとする地方公共団体及び専門家は、それぞれ別に定める利用申込書、加えて専門家については技術提案資料を事務局に提出する必要がある。

3. 推進室は、利用申込書及び技術提案資料に記載された事項のうち、別に定める非掲載事項を除き、「地域未来構想20 オープンラボ」のホームページ又はカタログに掲載することとする。

4. 「地域未来構想20 オープンラボ」のホームページ又はカタログに掲載された内容について、変更又は削除を希望する場合は、その旨を事務局に申し出るものとする。

5. 利用者が本規約に違反したとき、「地域未来構想20 オープンラボ」の名誉を棄損する行為があったとき、利用者間又は事務局において不適切と考えられる行為等、利用を禁止すべき正当な事由があるときは、事務局は、当該利用者を利用禁止にすることができる。

(免責規定)

第6条 「地域未来構想20 オープンラボ」及び推進室は、利用者の「地域未来構想20 オープンラボ」を通じて行った活動により生じた損害その他の不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(2) 利用者間で生じたトラブル、損害その他の不利益について、当事者間の費用及び責任において一切の解決を図るとともに、「地域未来構想20 オープンラボ」及び事務局に対して賠償、補償その他一切の請求を行わないものとする。

(利用規約の変更)

第7条 事務局は、必要と判断した場合には、いつでも本規約を変更することができる。なお、利用規約を変更した場合は、ホームページ上で公表することとする。

(個人情報の取扱)

第8条 推進室は、「地域未来構想20 オープンラボ」の利用者より取得する個人情報について、本プラットフォームの運営目的の範囲内で利用することとし、予め利用者の同意がある場合又は法令等に基づき要請された場合を除き、第三者への提供または開示を行わないものとする。

(雑則)

第9条 この利用規約に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この利用規約は、「地域未来構想20 オープンラボ」の設立の日から施行する。